5月12日は民生委員・児童委員の日 民生委員・児童委員は、「地域のつなぎ役」です

問合せ 福祉課 社会福祉担当 内線263

民生委員・児童委員とはどんな人?

民生委員は、「高齢での生活不安| 「介護の悩み」「障がい者の支援」な ど様々な相談に応じ、必要な援助(助 言や福祉サービスの適切な利用のた めの情報提供など)を行います。

町では61名の民生委員・児童委員 が、それぞれの担当地域で活動して います。

主任児童委員とはどんな人?

子どもや子育てに関する支援を 専門に担当する民生委員・児童委

相談の内容に応じて、相談者の 地区を担当する民生委員・児童委 員や行政、学校、児童相談所など と連携し、支援活動をしています。

町では3名の主任児童委員が、町内 の中学校区ごとに活動しています。

相談した内容を他の人に 知られたりしませんか?

相談内容の秘密を守ることが法律上 義務付けられているため、秘密が漏れ ることはありません。安心してご相談 ください。

報酬はないのですか?

ボランティアとして活動するため給 与はありませんが、必要な交通費や通信 費など実費の一部を町から支給します。

民生委員・児童委員になるのはどんな人?

地域の実情をよく知り、福祉活動やボランティア活動 などに理解と熱意がある住民の方が、行政区からの推薦 られているマーク。幸せのめばえを示す を受けて選出されます。

※新任の民生委員・児童委員の場合、30歳以上78歳未満 (ただし75歳以上78歳未満の方については地域の特別な 事情がある場合に限る)等、年齢による条件があります。

民生委員のマークについて

民生委員・児童委員の徽章などに用い 四つ葉のクローバーをバックに、民生委 員の「み」の文字と、児童委員を示す「双

葉|を組み合わせ、平和のシンボルの鳩をかたどって、 愛情と奉仕を表しています。

令和6年4月1日付け 杉戸町人事異動の概要

問合せ 総務課 職員担当 内線212・213

令和6年4月1日付けの人事異動は、正職員326名中111名で34.0%の異動規模となります。 異動者の内訳は、課長級11名、主幹級14名、主査級33名、主任・主事級37名、新規採用16名です。 なお、課長級職員の異動状況は、以下のとおりです。

1 課長級職員の異動

新 職 名	氏	名	前職名
秘書広報課長	池澤	恵一	健康支援課長
管財契約課長	髙橋	功一	危機管理課長
総務課長 兼デジタル推進室長	横井	啓至	会計管理者 兼会計課長
人権・男女共同参画 推進課長	大野	剛	産業振興課主幹 兼農業委員会事務局次長
危機管理課長	新井	友和	管財契約課長
税務課長	山下	雅和	福祉課長
福祉課長	米山	知宏	税務課長

新 職 名	氏	名	前 職 名
健康支援課長	成島	靖一	町民課主幹
市街地整備推進室長	渡辺	景己	建築課主幹
会計管理者 兼会計課長	植原	政彦	秘書広報課長
議会事務局長	青木	幹夫	人権・男女共同参画 推進課長

2 課長級職員の退職

退職又は帰任	氏	名	前 職 名
埼玉県へ帰任	峯岸	泰裕	市街地整備推進室長

介護保険料、後期高齢者医療保険料の 特別徴収を「平準化」します

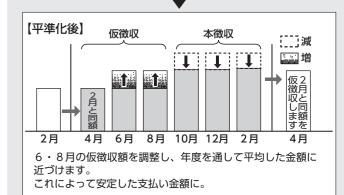
介護保険料および後期高齢者医療保険料が特別徴収 (年金からの天引き)となっている方は、4月・6月・ 8月に「仮徴収」、10月・12月・翌年2月に「本徴収」 として保険料を納めていただいています。しかし、所 得の変動などにより、仮徴収額と本徴収額に大きな差 が生じてしまう場合があります。

このため、両徴収額の差が大きく異なることが想定 される方について、天引きされる額が年間を通してで きるだけ均等になるように、6月以降の徴収額を変更 します。

- ◆本徴収の額は、令和5年中の年 金収入額、合計所得額、同一世 帯の課税状況などを基に再計算 し、7月上旬にお知らせします。
- ◆仮徴収額と本徴収額の差が少な い方は対象となりません。
- ◆平準化を行っても、「本徴収」時の再計算により 保険料が大きく変わった場合は、年度内での保 険料額の変動が大きくなることがあります。
- ◆この平準化の実施にあたり、個人の方の手続き は必要ありません。

問合せ 高齢介護課 介護保険担当 内線315・316 町民課 後期高齢者医療担当 内線259·456

【イメージ図】 【平準化前】 仮徴収 本徴収 仮徴収し 4月 4月 6月 8月 10月 12月 2月 仮徴収と本徴収で差がでて、本徴収での支払いが大変に。



※「平準化」とは、年度前半と年度後半の保険料額の差 が大きい方について、6月と8月の天引き額を調整し、 年度を通じての保険料額の差を少なくすることです。

新庁舎整備基本構想 住民説明会を開催します

問合せ 管財契約課 管財担当 内線275

町では、役場庁舎の老朽化や狭あい化などの問題を解消するため、町民アンケートやワークショップ、パブリッ クコメントを実施し、杉戸町新庁舎整備審議会の審議、答申を参考に新庁舎整備基本構想を策定しました。

新庁舎整備基本構想について町民の皆さんにご理解を深めていただくため、新庁舎整備基本構想に関する住民説 明会を開催します。

日時	会 場	その他	
6月4日(火) 19時~	杉戸深輪産業団地地区センター 会議室	各会場定員 50名(申込順) ※事前申込制です。	
6月9日(日) 19時~	南公民館 研修室		
6月22日(土) 10時~	東公民館 研修室	※手話通訳は、6月23日(日)のみを 予定しています。	
6月23日(日) 10時~	役場 第2庁舎2階第1・第2会議室	※説明会は1時間30分程度を予定 しています。	
7月4日(木) 14時~	西公民館 研修室		

申込方法 管財契約課窓口または電話、町ホームページから事前申込 ※説明会開催日の前日(十日祝日を除く)までに申込みください。

